

明治後期・東京の都市公園における管理と抵抗

——日比谷公園の西洋音楽への意味づけをめぐる——

前田 一步

これまで近代日本の都市公園史研究は、賃金労働者や児童など特定の人々が、都市公園の利用者として想定されたことを指摘してきた。既存研究は一方で、利用者の限定とは矛盾しながら、都市公園を誰もが利用できるオープンスペースとして位置づけてきた。本稿は、統治性研究の枠組みをもちいることで、都市公園のこの矛盾した性格の成り立ちについて考察を行う。とくに利用者の心性を管理しようとする都市公園の機能の仕方が分析対象になる。

日比谷公園の西洋音楽演奏会の分析の結果、日比谷公園における演奏会が誰に対しても公開されることを正当化する言説が、利用者を選別しようとする言説と共通の根拠を持ちながら表れることが明らかになる。日比谷公園で行われた西洋音楽の演奏会においては、利用者の心性を管理する都市公園の働きのうち、「公德心」を涵養する教育上の機能が強調されることで、誰に対しても開かれる都市公園の性格が正当化されたのである。

1 問題関心

都市公園は誰もが自由に立ち入り、気ままに振る舞うことができる場所であるという理念が語られることがある¹。その一方で、都市公園が路上生活者など一部の人々を追い出し、球技や野宿など特定の使い方を制限するような場になっていることを問題視する見方もある(五十嵐 2004; 石川 2018)。誰に対しても公開され、その中では自由に振る舞える場所でありながら、特定の人々の入場や、特定の振る舞いが制限される。都市公園はなぜ、このような矛盾を抱えながら存在するものとして捉えられる性格を持っているのだろうか。本稿は、利用者を制限する都市公園管理のあり方と、都市公園は誰に対しても開かれているという一定の了解が、矛盾しながらも同時に存在するにいたる過程を明らかにする。

本稿の分析が扱う対象は、明治中期から後期にかけて東京に計画された都市公園である。この時期には、西洋式のデザインや設備から構成される都市公園が、日本社会に初めて計画され、整備される。この時期を対象にする歴史研究を通して、都市公園に存在する一見矛盾しているかのように見える性格が、いかにして生じたのかについて、その起源を探ることができるのである。

そのなかでも具体的な分析対象に据えるのは、日比谷公園音楽堂における西洋音楽の演奏会をめぐる言説である。日比谷公園は、明治後期に作られた近代都市公園の代表例であり、その後、日本に作られる都市公園のプロトタイプとなった点から、本稿の分析対象としてふさわしいと言える。また、日比谷公園のひとつの画期性は、西洋式のデザインを導入したことにある(進士 2011)。この特徴を捉えるための対象として、日比谷公園で西洋音楽の演奏会を開催するために造られた音楽堂に注目することにした。結論を先取りして言えば、日比谷公園音楽堂において、都市公園が持つ誰に対しても開かれている性格は、都市公園に期待された働きのうち、利用者の心性を涵養するという教育上の機能が強調されることで表出する過程が明らかになるであろう。

本稿は以下のように構成される。はじめに、近代日本の都市公園は、既存の研究のなかで、いかなる目的と機能を持つものとして認識されてきたのかについて整理する（2節）。ここで、本稿が取り組む問題を設定する。つづいて、その目的にとって有効な統治性研究の分析視座について示す（3節）。以上をふまえて、利用者の心性を管理しようとする明治後期の都市公園のあり方について分析を行っていく（4節）。日比谷公園音楽堂は、利用者の心性を管理する都市公園の機能の仕方を明らかにするための実例である（5節1項）。この節では、とりわけ重要な言説として、音楽堂の混雑問題にともなって表出する議論を分析する。ここでは利用者を制限する管理の仕方に対抗するようにして、日比谷公園の音楽堂はすべての人に享受されるべき場であることが主張される（5節2項）。最後に、本研究の知見をまとめたうえで、それが既存研究に対して、どのような貢献をなしたのかについて確認をする（6節）。

2 近代東京の都市公園史研究

近代日本において都市公園の制度的な歴史は、1873（明治6）年の「太政官布達第16号」に始まる。東京では寺社境内地の「上野・浅草・芝・深川」と、桜の名所として江戸以来公開されていた飛鳥山の5カ所が公園地に編入された。これら「太政官制公園」は、地租改正期に進められた税制改革の副産物として生まれた点から、既存のオープンスペースを追認し、公園化したものである（白幡 1995: 168）。積極的な都市公園設置の議論は「東京市区改正条例」にともなう都市計画（1884～1914）のなかで始まる。この総合的な都市改造のなかで、公園の立地や用地取得から、園内のデザインを含む議論が進んだ。市区改正の成果として、日比谷公園を代表とする西洋式の都市公園が設置される（小野 2003: 92）。そして、市区改正のなかで計画された都市公園は、関東大震災後の復興計画のなかで、避難場所としての意義の再評価と用地取得が進み実現していく（丸山 1995: 3-4）。既存の研究は、近代日本の東京における都市公園の通史的展開を以上のように示してきた。

本節では、利用者を制限し、同時に誰に対しても開かれている性格が都市公園に存在することを、既存の研究がどのように捉えてきたのかについて検討する。まず、既存研究は、利用者を制限する都市公園の性格を、利用者の身体を管理する都市公園の機能と関連するものとして認識してきた。2000年代以降に展開された都市公園史研究は、当時の東京にあった公衆衛生上の問題と関連づけて、都市公園が利用者の健康を管理しようとする場所であったことを示す。小野良平は明治期におきたコレラ流行等の公衆衛生上の問題から、都市公園の設置が進むことを明らかにした（小野 2003: 28-30）。さらに、都市公園内で行われる日常的な余暇活動によって、利用者の身体を養い、鍛えあげる意図が存在したことを指摘した（小野 2003: 39-48）。同様の視点をもつ研究として、新雅史が行なった、学校教育や軍隊の外にある体育の場として、都市公園史を描写する試みを指摘することもできよう（新 2017: 130-6）。いずれの研究も、都市公園の設置を通して利用者の身体の頑強さや健康さを向上させ、より生産性の高い、有用な身体にするための介入をする設置主体の意図に焦点を当てている。これらの研究は、近代日本の都市公園計画が、利用者という対象を設定し、その身体を管理しようとしたことを議論してきた。

それでは、都市公園が与えられるべき利用者とはいったい誰なのだろうか。既存研究の議論をもとに考えると、都市公園の設置主体は、公園の利用者として、賃金労働者や児童といった具体的な対象を想定していたとすることができる。都市公園史研究は、余暇の問題と関連して労働力再生産の問題を扱ってきた。小野は、当時欧州で広く受け入れられた「合理的レクリエーション」²という労働力再生産の効率化を目指す理念と共通する考え方が、市区改正期の都市公園計画に存在したことを強調する（小野 2003: 37-41）。この議論から、都市公園の設置主体は都市公園の利用者として、明治中期以降、東京に増えつつあった賃金労働者を想定していたと主張できる。

都市公園が与えられる対象として既存研究が示したのは、賃金労働者だけではない。児童という対象に光を当てる研究も行われてきた。都市公園史研究では、市区改正が進むなか、校庭を備えることが少なかった小学校の周囲に、都市公園が優先的に配置されたことを強調している（陣内 [1985] 1992: 284; 小野 2003: 44-5）。また野尻裕子は、1920年代以降、日比谷公園に設置された「児童公園」や「児童指導員」が、児童の体格を良くし、体力増強を目指す拠点とされてきたことを主張した（野尻 2004）。

以上から、既存研究は、身体の強さや健康さを向上させる対象として、賃金労働者や児童という特定の利用者像を想定する都市公園のあり方を認識してきたといえる。ここまでの都市公園史研究の整理から、特定の利用者像を設定する空間としての都市公園のあり方が浮かび上がってくる。

その一方で、既存の研究は、都市公園が誰に対しても開かれている性格を持つことも示している。木村直恵（1998）は「政治的実践の場」³としての都市公園のあり方を指摘する議論を行った。そこで想定されているのは、人々が自由に集まり、利用できる場所として存在する都市公園の姿である。そうであるがゆえに、都市公園は政治的実践の場となりうる。このように、近代日本の都市公園史研究の知見から、都市公園には、利用者を制限する管理と、誰に対しても開かれている性格が同時に存在していることを捉えられる。

こうした研究成果をふまえて、本稿では、近代日本の都市公園を、利用者を制限しつつ同時に開かれているものとして認識しようとする。そこで問題になることは、都市公園が持つ、誰に対しても開かれている性格は、いかにして形成されたのかということである。とくに公衆衛生や社会教育の論点を強調する都市公園史研究（小野 2003; 野尻 2004; 新 2017）は、都市公園を利用者の身体を管理する場として提示してきたが、誰に対しても開かれている性格が形成される過程についての問題関心が弱く、議論を深めてこなかった⁴。

そこで、本稿の目的を次のように設定する。既存研究が行ってきた、都市公園の設置を通じた利用者の身体管理という視点を引き継ぎつつ、その上で、誰に対しても公開される性格が都市公園に表れる過程を問う。利用者の身体を管理することは、労働者や児童など特定の利用者を設定することに繋がる。それでもなお、そこから同時に、誰に対しても開かれる都市公園の性格がいかにして表れるのか、日比谷公園の音楽堂をめぐる言説の分析から明らかにしたい。

そのさいに、都市公園を通じた利用者の身体管理が、人々の習慣や嗜好を作り出そうと

する努力であったことを見逃してはならない。都市公園という物理的な空間を設けるだけでは、利用者の身体を健康で頑強にするために十分ではない。都市公園における利用者の身体の管理は、自らの意思で日常的に運動をし、「健全で合理的」とされる余暇活動を行うために、都市公園に集まる主体を形成することを通して達成されるのである。このように、都市公園において、利用者の習慣や嗜好を作り出す管理を検討するさいには、そこで作られる身体の問題だけでなく、心性の問題が重要な手がかりになってくる。

同時に、都市公園において管理される利用者の心性を問題にすることは、利用者の健康だけでは還元しきれない要素を提示することにも繋がる。本稿では、それを都市公園で達成される「公德心」として提示し、利用者の身体の問題とは独立して存在する、心性という管理の対象について議論する。この点は、公衆衛生の観点から、都市公園で管理される対象としての、利用者の身体に注目してきた先行研究に対して、新たな認識を付け加えることに繋がるであろう。

3 分析視座としての統治性研究

ここまで、都市公園において行われた利用者の管理とは、人々の習慣や嗜好を作り出す努力であり、利用者の制限をとまなうものであったことを示した。そして、本稿では、そうした管理が存在してなお、誰に対しても公開される性格が都市公園に表れる過程を問おうとすることを述べてきた。本節では、自らをコントロールする主体を作り出そうとする都市公園の管理についての研究を行うために、統治性研究の分析視座が有効であることを示す。また、この分析視座は、管理の仕方が変化することを捉えられるがゆえに、利用者の制限を伴う管理から、誰に対しても公開されている都市公園の性格が表出する過程を説明しようとする、本稿の目的に対しても効果的であることを論じる。

統治性研究は、ミシェル・フーコーが1970年代後半に行った権力研究をもとに発展してきた理論的視座である。統治という概念でフーコーが記述しようとするのは、個人を導き同時に集団を導くような権力様式が展開することである (Foucault 2004=2007: 110)。重田園江の整理によると「個人の生を全体の生という目的と関連付け、いかようにも無秩序になりうる個人の生に枠組を与えるもの」(重田 2018: 26) を記述するための概念こそが統治である。この視座は、自由主義時代に特有の統治が、個人と集団に介入と調整をおこなうことで、自己をコントロールする主体をつくり出す戦略の束をとまなう現れとし、その具体的な現れ方に関心を寄せてきた (重田 2018: 21-6)。

統治性研究の視座は都市研究にも応用されている。統治性研究の視座を用いた都市研究は、インフラストラクチャや都市にある施設、あるいは建築物を構成する物質が、個々人の生き方に介入していくさまを論じている (Osborne and Rose 1999; 西川 2012, 2014)。本稿と近い対象を扱う議論としては、既存の研究で開発中心主義的であることが示されてきた大正期の都市計画について、統治の視座を用いることによって、人々の健康に配慮する側面があったことに光を当てようとする研究が存在する (西川 2014)。都市にある物質や設備、あるいは都市計画そのものを、個々人の生き方を方向付ける「統治の技法」として説明する点に、こ

の視座の特徴がある。統治を主題にした事例研究は、人の生のあり方を榨づけていく、人目につきにくいメカニズムの巧妙な働き方を暴き出すように指摘してきた⁵。

その一方で、箱田徹が指摘するように、統治性研究の事例分析は、権力の巧妙な働き方だけでなく、権力がいかにかまう働かないかということに焦点を当てる必要がある（箱田 2013: 31-2）。なぜならば、後期フーコーの権力論において、権力の働き方とそれがもたらす作用は、権力の働きを減じさせたり変形させたり、時として強化させたりする「抵抗」と不可分のものだからである（Foucault 1976=1986: 123）。筆者も人々の生の形を巧妙に方向付ける権力の働きを認識しつつ、他方でその働き方が柔軟に変化する過程を捉えうることが、フーコーの権力分析の利点であると考え。本稿の分析でも、権力の働きに付随して起こり、権力の働き方そのものを変更させる「抵抗」を明らかにする。そうすることで、日比谷公園の誰に対しても公開される性格が、それとは矛盾する利用者を制限する管理と根拠を同じくしながら成立することを説明する。

本稿は、統治性研究の分析視座を援用することで、明治後期の都市公園に存在した、人々の心性のあり方を榨づけようとする「統治の技法」を描き出す。さらには、その力の働きへと変更を迫るような言説上の戦いを指摘することで、特定の利用者像を設定し、そのカテゴリに当てはまる人々だけを対象にする場であったはずの都市公園が、誰もが入場し、享受することのできる場として語られ出すことを、日比谷公園の音楽堂をめぐる言説にみようとする。

4 都市公園における心性の管理

本節の分析では、利用者の心性を榨づけようとした都市公園のあり方を明らかにする。日比谷公園を利用することで涵養され、それに基づいて振る舞うことが望ましいとされた心性が「公德心」という言葉で表現されたことを示す。また、日比谷公園に設けられた美しいものを感じることが、「公德心」を修養する一手段とされたことを主張する。

本節の議論は、既存研究（東京都建設局公園緑地部編 1963, 1993; 白幡 1995; 小野 2003）で利用された資料の読み直しと、『東京朝日新聞』と『読売新聞』のオンラインデータベースから収集した資料の分析をもとに行う。新聞記事は、検索ワードを「日比谷公園」と設定することで、日比谷公園の計画決定から開園までの間（1893[明治 26]年 2月 4日～1903[明治 36]年 6月 1日）に、計画や設計内容について言及した記事を収集し、参照している。

4-1 社会全体の「風俗改良」

分析に入る前に「公德心」を養うことが、明治中期・後期の日本社会全体ではどのように行われていたのかについて提示する。ここでは「風俗改良」の運動が全国規模で存在していたことに注目する。大日本風俗改良会は、1888（明治 21）年に大阪で結成された全国組織である（小木ほか 1990: 40）。その機関紙『大日本風俗改良会誌』から、1890年代に議論された心性に関わる問題がいかなるものであったのかについて検討したい。

まず風俗改良会の設立趣旨（土肥 [1891]1990）を確認する。風俗改良会の設立者・土肥正孝の意見によると、日本は経済的、政治的、産業的に世界に類をみないほどの速度で発展し

ているが、それは見かけ上にとどまる。つまり、道徳や風俗の面についていえば「錯雑を極めた」状況である（土肥 [1891]1990: 40）という問題提起がなされる。そして、この錯綜した状況の解決には、「自然に改良」されるのを待つ方法と、「人為的に改良する」方法とがあるという（土肥 [1891]1990: 60-1）。それでも、目下の状況を鑑みると、風俗や道徳の改良には、人為的に介入するほかないことが述べられる（土肥 [1891]1990: 60-1）。このように、道徳や風俗の改善に向けて、人為的に介入を行うための全国組織が、本稿の分析対象である日比谷公園の設置計画と同時期に存在していたのである。

そこで取り上げられた問題は、激しい競争のあまり、一致団結が求められる事業において私事に拘泥すること（「軋轢競争の弊」）や、無駄話をしたり、遅刻したりする怠惰な習慣（「時日空費の弊」）、あるいは、労働の義務を放棄し、無為に暮らすこと（「依頼心の弊」）などであった（土肥 [1891]1990: 45-60）。風俗改良会のこうした問題関心から、社会全体にとって利益となることを、人々に自ら行わせるために、個々人の心性への介入が行われていたと解釈できる。このような「風俗改良」が、本稿で後にみる都市公園の計画に限らず、日本社会全体で展開されていた。

4-2 「公德心」を養い、測る日比谷公園

全国的に進められた「風俗改良」の運動と整合するように、明治期の都市公園には利用者の心性を管理する場所としての期待が込められる。本項で指摘することは利用者の「公德心」を養い、同時にその「公德心」を測定する場として、日比谷公園を位置付ける語り方である。はじめに示す都市公園像は、日比谷公園の設計を行った本多静六が、のちにその内容について述懐する場面に表れる。

「何故各門に扉を設けないのか、西洋ではよかろうが、日本では夜間に花や木を盗まれてしまう。」と大分攻撃された。そのとき私は、「公園の花弁を盗まれぬ位に、国民の公德がすすまねば日本は亡国だ。公園は一面、その公德心を養う教育機関の一つになるのだ。これは家のなかでは親の隠しておく菓子までとって食ってしまういたずらの子が、一度菓子屋の小僧になると、数日にして菓자에飽きて一向に食わないのと同じで、私は公園にたくさん花弁を植えて、国民が花に飽きて盗む気が起きない位にするのだ」と答弁した。（本多 [1952]2006: 164）

本多は日比谷公園を夜間に閉鎖しないことの理由として「公園は公德心を養う教育機関」であるからだと述べる。具体的には公園内の花草を盗まないことが「公德心」をもった振る舞いであると例示する。ここで「公德心」が意味することは、盗み出そうと思えばいくらでも盗むことのできる物を盗まないという心性である。

日比谷公園の利用と「公德心」を結びつける考え方は、設計・管理上の理念にとどまらず、日比谷公園の開園直後に展開された、利用者の振る舞いへの批判にも表れる。以下は、開園日の日比谷公園の混乱と、利用者の振る舞いを非難する記事である。

公衆の入園を許したれば夜に入るまで人出夥しく、園内の雑踏につれて柵内へ立ち入

りし者あり。多少樹木其他を損じ又は池中へ石を投げ犬を追入れし者などありて、巡視の叱責に遭ひしが、入園者は公德を重んじ斯る悪戯を慎みて新公園の面目を保つべきに、例もながら困った連中なり。(『東京朝日』1903.6.3 朝刊 5 頁) ⁶

この記事は、利用者が行う柵内への立ち入りや、樹木を傷つけ、池に石を投げ、犬を追い入れる等の振る舞いが「公德心」を欠いているとして批判する。なぜ批判されるかという「公德心」を欠いた振る舞いは、新しい公園の面目を損なうためである。

そして、この「公德心」は、利用者があらかじめ具えるべき心性として語られる。警察官の監視がない時には、日比谷公園の開放を見合わせることを告知する記事は、その理由として「市民に公德心を欠ける今日、みだりにこれを開放するときは、園内の花卉、樹木を窃取するもの等随分多かるべき故、未だに開放の運びに至らざりし……」(『日本』1903.8.12 5 頁)と表現する。以上から、本多が意図した「公德心を養う教育機関」という考えとは別に、利用者があらかじめ具えるべき心性として「公德心」が論じられることを指摘できる。日比谷公園において「公德心」は鍛えられるものであり、同時に、利用者がすでに具えているものとしても想定されたのである。

さらに、利用者を「公德心」ある人々と想定する見方と関連して、より広く社会一般の「公德心」を測る物差しとしての日比谷公園の語り方も見られる。

日比谷公園は東京市民が公德心の試金石なり。小刀を以つて腰掛を削るもの無きや、休憩所の柱に楽書するもの無きや、樹木花卉を折るもの無きや、池中に瓦礫を投ずるもの無きや、紙屑其他の汚物を園内に棄つるもの無きや。今後数ヶ月を経て日比谷公園が今日の清潔を保つ能はずんば、其責全く東京市民に在り。東京市民は遂に清潔なる公園を有するの資格を失ふに至らん。(『読売』1903.6.7 別刷 1 頁)

この記事では日比谷公園が「東京市民が公德心の試金石」であると語られる。ここで想定される「公德心」とは、日比谷公園の利用者に限らず、社会一般の「公德心」であることを「東京市民が公德心」という書き方から汲み取ることができる。

以上から、日比谷公園における「公德心」の語り方には2つの位相が存在するといえる。それは、日比谷公園を利用することで「公德心」が鍛え上げられる、教育効果への期待という位相と、利用者を前もって「公德心」を具えているものと想定し、それが社会全体にどこまで普及しているかを可視化させる、物差しとしての位相である。

ここで「公德心」と表現される心性は、具体的にどのような振る舞いとして認識されていたのだろうか。「公德心」という言葉で禁止された行為は多岐にわたる。例えば園内の植物を窃取することや損じることであった。また、立ち入りが禁止されている柵内に入ることや、ゴミを捨てること、あるいは設備を傷つけることなどが「公德心」と関連づけられつつ制止されようとした。以上から「公德心」の内容は特定の考え方を指すものではなく、論者ごとに、その都度問題とされる状況に応じて、異なる内容を含んでいることが分かる。共通点を探るとすれば、日比谷公園内で語られる「公德心」は、私有物とは異なる公共物を利用するさいの規則を遵守することであるとまとめられる⁷。

4-3 公德心を涵養する日比谷公園の「美的価値」

つぎに、日比谷公園において「公德心」が涵養されていく過程では、日比谷公園が美しい構成要素が一定の役割を果たすことを議論する。日比谷公園の第一の特徴は、西洋式の公園として造られたことである。西洋式の花壇が設けられ、当時は珍しかった洋花が植えられた。従来の寺社境内公園とは異なり、幾何学的な曲線を描いた遊歩道が園内にくまなく設置された。その意匠の美しさは同時代的にも日比谷公園を語るための慣例化された表現であった。

日比谷公園開けて、東京に始めて公園らしき公園を見たり。……兎に角東京人は神社仏閣の境内ならぬ公園らしき公園、些か人の意匠を加へて築造したる公園に遊ぶことを得るに至りし也。遮莫日比谷公園の美的価値に至つては重ねて痛論するの機会あるべし。
（『読売』1903.6.7 別刷1頁）

上に引用した記事は、寺社境内公園との対比から、東京に設置された初めての「公園らしき公園」として、日比谷公園を評価している。そして、この好意的な論調のなかで「日比谷公園の美的価値」は盛んに論じ交わされるであろうことを主張する。

日比谷公園は、西洋式の設計に由来する美しさでもって利用者を修養する空間として理想像が語られる。以下では日比谷公園の西洋的な構成要素を論じる言説が「公德」という心性の問題を伴って現れることを指摘する。次に検討する記事は、計画期に、いまだ具体的な姿をみせない日比谷公園について理想像を語るものである。

今の我が国の生活のありさまでは、西洋諸国ほど公園の必要はないけれども、追々と開けゆくに付てもこの必要もおこるに違ひない。……自分は未だ委しい事は知らぬが、ともかくも純粹の西洋風に作つて貰ひたいと思ふのである。（『東京朝日』1901.10.20 朝刊7頁）

この記事ではまず、日比谷にできる新公園について、純粹西洋風の公園を設置することを望むとしたうえで、西洋風公園の利得を次のように述べる。

西洋風の公園を作れば、遊ぶ人もおのづから規則立ち、知らず知らずの中に公德の養成されることもあらうとおもふ。またさうすれば、例のモサイツク的花壇も築かるべく、噴水彫刻青芝などの配置も規則通りにゆくべく、公共の腰掛、音楽堂なども立てらるべく、大運動も出来べく。是等を悉く純粹西洋風にする時は、ここに入ると恰も欧羅巴に在るやうな心持ちになる。この心持ちは決してハイカラの喜ぶのみでない、彼の社会のありさまを一般国民に教ふる活学問である。（『東京朝日』1901.10.20 朝刊7頁）

ここで、日比谷公園を西洋風の公園として設計することの利得は、利用する人々が自然と規則だち、知らず知らずの間に「公德」が養成されることだと語られる。より詳細には、日比谷公園のなかに西洋の都市にみられるような景観をつくることで、西洋社会一般のありようを教えることにも繋がるという主張である。この記事では、噴水や彫刻、青芝、そして音

楽堂など、日比谷公園を構成する西洋風の設計や構造物は「公德心」を涵養するものとして表現される。ここで示した「公德心」を涵養する手段としての、日比谷公園の美しい構成要素という論点については、日比谷公園音楽堂の分析を通してさらなる議論を行なっていく。

5 日比谷公園音楽堂の西洋音楽

本稿ではこれまで、日比谷公園で養われ、同時に利用者があらかじめ具えるものとして期待された心性が「公德心」という言葉で語られたことを明らかにした。また、西洋式都市公園の意匠によって作り出される日比谷公園の美しさが、利用者の「公德心」を修養する手段として期待されたことを主張してきた。本節では、日比谷公園音楽堂における西洋音楽の演奏会を、都市公園で利用者の「公德心」を管理する具体的実践として検討していく。

音楽堂をめぐる言説については、新聞記事上の議論を次の要領で収集する。『東京朝日』『読売』『報知』『萬朝報』『日本』『時事新報』⁸のうち、音楽堂の開堂から3回目までの演奏会について、事前・事後に語られたことを分析対象に据えた。期間は1905（明治38）年7月31日～同年9月3日とした。これは、開堂式（8月1日）の前日から、3回目の演奏会（9月2日）が行われた翌日までを意味する。この期間の縮刷版全紙面を目視で確認し、音楽堂に関連する記事を参照したうえで議論を行っている。

5-1 日比谷公園の西洋音楽の意味

日比谷公園は1903（明治36）年6月、東京に設けられた最初の西洋式都市公園として開園した。そして、音楽堂は日比谷公園が西洋式の都市公園であるという理由から設置される。日比谷公園の開園時、音楽堂は「欧風公園としての体裁を保つためにも是非必要だ」という理由から設置が決定する（谷村2010: 12-3）のである。そうして2年後の1905（明治38）年8月1日に開堂をむかえた。

まず、日比谷公園音楽堂は「公德心」を養い、同時にその普及の度合いを評価するための場所として語られることを指摘する。はじめに音楽堂の理想像を示すものとして、音楽堂の開堂式における東京市長・尾崎行雄の演説を確認してみよう。

昔は礼楽を以て国を治むといはれし聖人あり。吾人今日に於て這個の多きを音楽に望まず、若し夫れ淫靡軽佻の俗楽に代ゆるに莊嚴活発の音楽を以てするを得ば世の風教に資するは決して尠少ならざるべし。（『日本』1905.8.2.5頁）

この演説は、尾崎が持つ音楽堂に対する期待を示している。尾崎は、日比谷公園の音楽堂をいかがわしい音楽に代えて「莊嚴活発」な音楽を演奏する場にしたいこと、そしてそれが国を治めるとまでは言わずとも「世の風教」を助けることを主張する。『読売新聞』でも、尾崎の演説を要約して「音楽が人の品性修養を資けることは意外にも大なるものである」（『読売』1905.8.2朝刊3頁）と示している。以上から、尾崎は音楽堂を、音楽によって「公德」を教化していく「風教」の場として認識していたことを指摘できる。日比谷公園の西洋音楽という事例は、美しいものを感受することによる「公德心」の修養という日比谷公園一般に与

えられた働きについて、分析をおこなうことのできる対象なのである。

じっさいに奏でられた音楽もこの理想像を反映している。表1は初回と第2回および第3回演奏会のプログラムである。演奏会の演目には、オペラの序曲やワルツ、そして行進曲などが選ばれていることがわかる。

それに加えて、音楽を奏でる主体として想定されるのは陸海軍の軍楽隊であった。「陸海軍々楽隊を聘して奏樂せしむる筈なりと尤も一般の寄付申込に対しては極めて趣味深き専門家の奏樂を除き一切謝絶する方針なり」（『読売』1905.5.20 朝刊2頁）。この記事が示すように、日比谷公園音楽堂の演奏者については、例外的な専門家をのぞいて、軍楽隊を想定する方針が存在したのである。これは、奏でられる音楽の内容や質を管理しようとする意図の表れであると解釈できる。「公德心」を修養するものとして理想視された「荘嚴活発の音楽」とは、陸海軍の軍楽隊が奏でる西洋音楽なのである。

上に見た修養の場としての語り方だけではなく、人々の「公德心」を測る物差しとしての語り方も音楽堂に表れる。「聴衆の公德」と題された次の記事は、演奏会に集まる聴衆の立ち振る舞いについて議論する。

月桂樹には金網を要し、竹林の筍には嚴重な繩張を要する程公德の低い市民が公園音楽に対する態度は如何やと是も我人共に危ぶむ処で、記者は特に此点に注意したので聴衆の奏樂に対する批評を聴き、且つ其態度を見んと彼方此方聴衆の中を歩いたが、是は実に意外で何処に行つても極めて静肅で何か批評もやと耳を聳ても誰一人大きい声をする者なく多くは黙つて静聴して居り、左なきもヒソヒソ囁きて他人の妨げとならぬやう勉めて居るのは非常に公德の進歩せる徴とて記者は深く快感に打たれた。（『読売新聞』1905.8.2 朝刊3頁）

この記事では、当時日比谷公園には、利用者がタケノコなどの植物を窃取することのないように物的な障壁が設けられていたことから、「公德の低い市民」を利用者として想定し、音楽鑑賞にさいしてもふさわしくない振る舞いをするのではないかという、記者の危惧が表明される。しかしこの記事の記者は、観察の結果「誰一人大きい声をする者なく」「黙つて静聴して」いる態度が「非常に公德の進歩せる徴」と賞賛するのである。

ここまでの分析から、日比谷公園音楽堂においても、「公德心」を涵養する教育の機能と、音楽堂に集まる人々の「公德心」を測定する物差しとしての機能の2つの位相から、利用者の心性について言及が行われていることを確認できる。

5-2 音楽堂の混雑問題をめぐる論戦

以上にみた、教育と測定という「公德心」に対するアプローチの違いは、混雑という音楽堂の管理上生じた問題への対処をめぐり、対立として浮かび上がる。開堂したばかりの日比谷公園音楽堂の第一の問題は混雑であった。開堂式の様子を受けて、新聞紙上では次のように講評される。

此広い東京市に唯だ一つの楽堂では余りに不足である。是非追々に上野、浅草、芝等の

表1 日比谷公園音楽堂 演奏会プログラム

1905年8月1日		1905年8月12日		1905年8月26日(9月2日に延期)	
作曲者	曲名	作曲者	曲名	作曲者	曲名
長井建子	行進曲『日章旗』	ヒューム	行進曲『前衛隊』	カール	行進曲『ミュツシナン』
クロドミール	歌劇『歩哨の警戒』序曲	フロトー	歌劇『賀節』序曲	ベートーヴェン	『エグモント』序曲
グノー	歌劇『ファウスト』序曲	ローザス	ワルツ『波』	トマ	歌劇『真夏の夜の夢』序曲
アルディーティ	ワルツ『アルディタ』	ワグナー	歌劇『ローエン格林』接続曲	ウェーバー	ワルツ『夜会の招待』
スーザ	行進曲『米国旗と永久』	吉本光藏編曲	長唄『雛鶴三番日叟』	ホルズマン	『スモーキー・モックレー』
ロッシーニ	歌劇『ウィリアムテル』序曲	スーザ	行進曲『ワシントンポスト』	ボウエ	ガロップ『汽車の進行』
ワグナー	歌劇『タンホイザー』序曲	ジョーンズ	歌劇『芸者』序曲	ミドルトン	舞踏『黒奴の嬉戯』
杵屋六三郎	長唄『老松』	ヒューム	スペイン舞曲『トレド』	マスネ	漫奏曲『レゼェリニー』
J.シュトラウス	ワルツ『ウィーンの森のできごと』	吉本光藏編曲	長唄『越後獅子』	マルゼス	ワルツ『青藍』
		J.シュトラウス	ポルカ『夕立』	杵屋六三郎	長唄『勸進帳』
				ラタン編曲	『名曲抜粋大集』
演奏：陸軍戸山学校軍楽隊 指揮：長井建子		演奏：横須賀海兵団軍楽隊 指揮：吉本光藏		演奏：陸軍戸山学校軍楽隊 指揮：長井建子	

出典：『東京朝日新聞』1905.8.1、1905.8.9、1905.8.27、『萬朝報』1905.8.26、谷村 2010: 33-34

諸公園にも設けて欲しい。……昨夜のやうに多人数では到底総ての聴衆に満足を与えることは出来ぬので、是非共今二三ヶ所増設の計画をされたい者である。（『読売』1905.8.2 朝刊3頁）

記事では、上野、浅草、芝の日比谷公園以外の都市公園にも音楽堂を設置することが提言される。その理由として、音楽堂に多くの人が集まりすぎるがゆえに、聴衆を満足させられない問題があるという。8月12日に行われた第2回の演奏会ではさらなる混雑がおきた。

公園の公開音楽堂で管楽演奏を聞くべく、十五区の老幼男女は東西南北から、日比谷を指して向つた。街鉄東鉄は何れも満員の札を下げ、縁遠き大通りの鉄道さへ計らざる余沢を蒙るといふ人手は、たしかに第一回の演奏よりも盛んであつた。第一回の陸軍音楽隊の奏樂が、万都の市民をして、音楽趣味を起さしめたといふ所以であらう。（『日本』1905.8.15 4頁）

第二回の演奏会においては、路面電車が満員になるほどの人々が日比谷公園に詰めかけたことが報道される。このように開堂したばかりの音楽堂は、混雑という現象によって特徴づけられている⁹。この混雑問題は、一方では聴衆の満足度を下げる要因として語られ、他方では、音楽趣味が普及したと評価する語り方とともに解釈された。

まず本項では、混雑問題を音楽堂の価値を損なうものとして捉え、入場者を選別することで解決しようとする立場の存在を指摘する。混雑問題に対して『東京朝日』では「入場料又は椅子料とでもいふべきものを取て堂内へ入れ、一定の椅子を与ふといふ議案を持ち出されたり」（『東京朝日』1905.8.11 朝刊6頁）と、入場料を徴収することで、聴衆を制限しようとする提言が紹介されている。その主張の理由として「多数の市民中には音楽の趣味を解せざる所謂野次馬連が公開のたびにドシドシと来て、取締法に難儀を感じては、折角の慰樂も水の泡」（『東京朝日』1905.8.11 朝刊6頁）であるからだと説明される。これは演奏会に来る人を選別しようとする方策である。

それでは、具体的にどのような人々を、日比谷公園の音楽堂から遠ざけようとしたのだろうか。次の引用から、音楽堂にふさわしくないとされた人々がどのような人物像であったのか考えることができる。

非常の人出にて例の如く奏樂堂の周圍は人をもて埋められたり。市の吏員は没風流没見識の手近の連中にのみ切符を配り……此切符持参者は如何はしき風体着流し連多く、名譽職などいふえらき人は沢山見えず臨席の英公使夫妻には極りの悪き思ひさせたり。（『萬朝報』1905.8.9 3頁）

日比谷公園音楽堂には楽堂を囲むようにベンチが設置されており、その区画に入るための切符が配布されていた。東京市の係員が手近にいる人々にのみ切符を配布した結果、ベンチに座って演奏を聴いたのは「いかがわしい風体の着流し連中」ばかりであったことに苦言が呈されている。ここで語られる「没風流・没見識の連中」や「いかがわしい風体の着流し連中」は音楽堂にふさわしくない人物像である点で「音楽の趣味を解せざる野次馬」と同様で

ある。

以上から、日比谷公園音楽堂にとって不相応とされた人物像は、服装¹⁰と、音楽の趣味を理解できるかどうか、という基準をもとに設定され、かれらの足を遠のかせるための対策が議論されたのである。入場者を選別する対策は、提案にとどまらずのちに実施されている。音楽堂を木柵で囲い、鋳物のベンチを設けたうえで入場券が5銭で販売・配布された（進士2011: 61）。

しかし、入場者の選別による混雑問題の対策には、反対意見も存在する。次に引用する記事は、入場料を徴収するという入場者の選別方法に反対して、日比谷公園の音楽堂が社会階層にかかわらず公開されなければならないことを主張する。

公園の音楽堂は上下貴賤の別なく、四民平等の平民主義で飽くまでも公開とせねばならぬ場所なり。百円取の官員様の隣には熊公八公も来たるべく、マガレット巻の令嬢と並んで浴衣がけの娘も押座るのが結構なれど……どうしても椅子料や入場料を取つては公開の主意に悖り、それを出さぬやつは文無しのハシタやろう、大いに安く見られる様な気がして、誠に高下のついた話となるべし。（『東京朝日』1905.8.11 朝刊6頁）

この記事は、音楽堂への入場料をとることで聴衆に上下の差が、金がある者とない者との差が生まれてしまうことが問題であると主張する。ここでも服装が鍵となる。「マガレット巻きの令嬢」と「浴衣がけの娘」が隣に座るようなあり方が理想として例示されるように、公園の音楽堂を訪れる人の社会階層がいかなるものであっても、等しく公開されるべきものと述べる。さらに「百円取の官員様」の隣には、落語に登場する無教養者の雛形であるような「熊公八公」が座っていても良いのだと表現するように、音楽を理解する趣味の有無による入場者の選別にも、反対を表明している。

日比谷公園における音楽鑑賞を、誰に対しても開かれるべきものとして語る言説は、西洋音楽でもって「公德」を修養する、教育設備としての音楽堂のあり方が前面に表出しているものであると考えられる。それは趣味の普及と混雑問題について触れている次の引用から読み取ることができる。

元来雑踏者即ち野次馬なれど、これこそ華嚴を聴聞する阿含の徒、この済度が出来て初めて趣味の普及也、畢竟この連中はそう永くは続かず、今に野次馬來襲奨励法を苦心する期の来らんことを憂う。（『東京朝日』1905.8.11 朝刊6頁）

この資料で表明されることは、混雑問題は趣味の普及には避けられないという意見である。そうしたうえで、野次馬を規制するのではなく、野次馬を呼び込むような手立て「野次馬來襲奨励法」について、今後、苦心することになるであろうことを憂っている。

日比谷公園音楽堂の教育的な場としてのあり方を前面に出す言説は、ほかにも、最初のうちは聴衆に西洋音楽を理解する知識がなくとも、徐々に知識を増やすことを期待するものとしても表れる。

市民の西洋音楽に於ける知識は、歌舞伎座や浅草公園の見世物、乃至市中音楽隊の奏

楽より外に無いので、此音楽が何れ丈の快感を聴衆に与へるであらうかとは誰も危ぶんでいたことであるが、……大部分は終りまで聴いて居り兎に角幾分の面白味を感じたらしい。……回数を重ねるに従つて追々に耳の方が進歩し音楽上の知識を増進するの効は慥にあらうと思われる。(『読売』1905.8.2 朝刊3頁)

記事は、最初の演奏会にさいして、聴衆には西洋音楽を聞く機会がないがゆえに、どれだけ受け入れられるのか懸念があったことを示す。しかし、じっさいには聴衆が楽しみながら西洋音楽を受け入れる様子が観察される。その上で、この記事では、何度も演奏会を重ねることで、聴衆に西洋音楽についての知識を増やしていくことへの期待が表明される。このように、音楽堂の教育的な効果を強調する言説においては、利用者の選別を行おうとする言説とは異なり、聴衆に、はじめから西洋音楽の趣味を理解することを期待していないのである。音楽堂に集まる利用者の制限に反対し、利用者の知識や社会階層にかかわらず、音楽堂を公開することを主張する言説は、利用者の心性を涵養する教育設備としての日比谷公園のあり方を強調する立場であると解釈できる。

本節ではこれまで、日比谷公園全体についての言説と同様に、日比谷公園音楽堂においても、管理される対象としての利用者の心性が2つの位相で表れたことを確認した。それは音楽堂の利用を通じて、涵養されるものとして表れることと、音楽堂という場において可視化され、測定されるものとして表れることである。そして、日比谷公園の音楽堂が誰に対しても開かれるべきことが強調されるさいには、音楽堂の利用を通じて、利用者の心性が涵養される、教育効果としての機能が前面に押し出され、その主張の根拠とされることを明らかにした。

6 おわりに

本稿では、都市公園の利用者をいかに想定するかという問題について、利用者の心性を管理する都市公園の機能に注目することで、誰に対しても開かれる性格が表れる過程を追ってきた。その結果、以下のことを明らかにした。

日比谷公園で管理されようとした利用者の心性は「公德心」という言葉で表現され、①利用者の「公德心」が日比谷公園の利用を通して養われることと、②利用者をすでに「公德心」を具えた人々と想定し、日比谷公園はその普及の度合いを測定するための場所として表れることを確認した(4節2項)。また、日比谷公園がもつ西洋に由来する構成要素には「公德心」を涵養する効果が期待されることを明らかにした(4節3項)。

日比谷公園音楽堂における西洋音楽の演奏会は、日比谷公園において、利用者に美しいものを鑑賞する機会を与えることを通して「公德心」を管理する場面を捉えるための事例である。ここでも利用者の「公德心」は、西洋音楽によって鍛えられ養われる対象であると同時に、その達成度が測られる対象として表現された(5節1項)。以上をふまえた上で、音楽堂の利用者像をめぐる論争を見て取るために、音楽堂が抱えた混雑問題に関する言説を分析した。音楽堂にふさわしい利用者像を設定する言説は、どのような服装をしているかというこ

とや、西洋音楽の趣味を理解できるかどうかという基準で、特定の人々を排除する対策を取ろうとする。それに対して、音楽堂があらゆる人々を受け入れるべきことを主張する言説は、教育の場としての音楽堂のあり方を強調した（5節2項）。本稿は、音楽堂の利用者を選別する管理に反対する言説は、音楽堂の教育の場としてのあり方を強調することで、誰に対しても開かれるべき性格を正当化したことを明らかにした。

本稿で提示した、都市公園の開かれている性格についての考察は、都市公園史研究に対して何を付け加えたといえるだろうか。まず、本稿は、都市公園における利用者の心性の管理の問題を、公衆衛生的な視座から独立して論じたことにより、新たな認識を付け加えた。それは、利用者の健康だけには還元しきれないような、心性の管理が存在したことを示した点にある。とくに、西洋的なデザインや設備から構成される近代日本の都市公園が、利用者の「公德心」を涵養し、測定する様相を明らかにした。これは、都市公園において管理される対象として、利用者の身体に健康に注目するだけでは指摘しえなかったことである。

また、公衆衛生や社会教育の観点から行われる既存の研究（小野 2003; 野尻 2004; 新 2017）は、特定の利用者像を設定する都市公園管理の仕方を明らかにしたはしたが、誰に対しても開かれている性格に十分な関心を向けてこなかった。この点についても、利用者を制限する管理が存在することを示す研究成果を引き継ぎながら、その管理の中から、一見矛盾するような、誰に対しても開かれている都市公園の性格が表れることを示した。

さらに本稿は、統治性研究の分析視座をもちいて、都市公園の管理方法をめぐる対立を解釈することができる。本稿で確認した都市公園における利用者の心性の管理は、利用者個人に介入することで、社会全体の利益にかなう振る舞いを、自ら選びとる主体を作り出すとする「統治の技法」であった。そして、それがうまく働くためには、都市公園の利用者を制限する必要があることを示した。それに対して本稿は、音楽堂の混雑問題をめぐって、利用者の選別に反対する言説を次のように解釈する。都市公園において、心性の管理を構成する要素であったはずの、利用者の心性を涵養する教育上の機能を強調することで、誰に対しても開かれているべき性格を正当化する言説が表れる。これを、都市公園において、心性の管理の手法そのものに変更を加えようとする「抵抗」として提示することができる。

統治性研究はこれまで、現状分析の道具として利用されることが多かった。とくに統治性研究は、新自由主義的な政治体制への批判の文脈で、解釈と応用が進められてきた分析視座である（箱田 2013: 9-10）。こうした背景からも、権力がいかに巧妙に働いているかということを開明にする事例研究の蓄積は進んでいる。その一方で、統治性研究は「抵抗」によって、権力の作用の仕方や、力の働きによってもたらされる結果が変化していく様相を開明にする事例研究を積み重ねていく必要がある。利用者個人々の生き方を方向づけ、そのために利用者を選別する必要があった都市公園において、その管理方法に変化を迫る「抵抗」を、音楽堂が持つ教育上の機能を強調することで、誰に対しても公開されるべきことを主張した言説に見出した本稿は、統治性研究の事例分析としても一定の意義を有する。

注

- 1 このような建前は、しばしば都市公園に働く強固な管理を問題視するさいの根拠になる。たとえば都市公園の民営化に反対する運動のレトリックとして「公共の場が一部の人しか利用できなくなる」ということが用いられるように。渋谷区立宮下公園がNIKEによって再開発され、有料公園化されることに反対する運動はその一例である。（「みんなの宮下公園をナイキ化計画から守る会 HP」「2010年9月20日：抗議声明」http://minnanokouenn.blogspot.jp/2010/09/blog-post_20.html）
- 2 19世紀以降、欧州では中産階級的な価値観によって「社会改良」が進められた。労働と労働の間、酒場（パブ）などで繰り広げられる「不健全」な娯楽にかわって、健康的に楽しめる娯楽として理想視されたものが「合理的レクリエーション（rational recreation）」である（小野 2003: 39-40）。イギリスでは「労働者が過ごすべき『レクリエーション』のための空間を行政が準備する」（小野 2003: 40）ことが公園の誕生の一側面となった。
- 3 木村（1998）は、自由民権運動期に「壮士」が身体的な強さを誇示することで、明治政府に対する政治的対抗力を示す「運動会」の場として上野公園が利用されることを指摘する。このように、明治期の政治における「身体的実践」の隆盛と衰退を観察するための場として都市公園が論じられてきた。
- 4 誰もが参加できる都市公園の性格について議論した研究も存在する。中筋直哉（2005）は、日比谷公園に「帝国の威厳を撒布する物理的空間」としての働きが期待されたことを強調し、その働きの一例として、日比谷公園が日露戦争中の祝勝会で群集を参集させることを通して、「帝国」を演出したことを指摘する。中筋は、こうした日比谷公園のあり方がもたらす結果として、群集が自由に参集できる場が成立することを示した（中筋 2005: 106-11）。
- 5 統治性研究は、人がとる行為や考えを方向付ける力の働きを捉えようとする。統治性の観点から行われた事例研究は、学校や病院、家庭など特定の場において、ふさわしい振る舞いや処置の仕方を広め、それ以外の方法で振る舞うことを難しくさせるような、専門家の知の存在を指摘してきた。たとえば、西川純司（2012）は、住宅言説の中にある「明るい部屋」の語られ方を分析することで、人々が住居の物的環境を選択するさいに、その選択を方向付けるメカニズムが存在することを示した。
- 6 本稿で引用する一次資料は読みやすさを優先して、旧字体の漢字を新字体に改めている。また必要に応じて句読点を補っている。
- 7 ここで「公德心」という言葉でもって控えるべきとされる行為は「日比谷公園の禁令」という、警視庁が設けた規則のなかでも禁止されている。第2条の3項では「花卉、竹木又は果実の類を毀損採取すること」が禁じられ、6項では「柵又は樹木に登り若は足駄下駄の儘芝生地内に立入る事」が禁じられる。さらに抽象的ではあるが、9項で「風紀を害すべき行為を為す事」が禁止される（『東京朝日』1903.5.31 朝刊3頁）。
- 8 分析対象の選定には、山本武利による日本新聞史の整理を参照している（山本 1981: 117）。明治後期の東京で発行されていた日刊紙は30紙ほどあったが、新聞としての歴史、社会的影響力、紙面の特徴、読者構造から、以上の6紙を、主要な日刊新聞とみなす山本の判断を引き継いでいる。
- 9 東京市内の混雑問題は路面電車の開通（1903年）が生じさせ、増幅させたものとして考えられる。前田愛によると、市電開通は15区（東京旧市域）外にある隣接町村の人口を激増させ、雑踏の形成と都市化を加速させる（前田 [1986]2006: 92-5）。1903年6月に始まる日比谷公園の利用と、路面電車がもたらす、深刻化させる混雑問題はほとんど同時にはじまった現象なのである。
- 10 服装を基準にして、音楽堂にふさわしくない人々を排除しようとする考え方については、日比谷公園全体に存在した利用者の制限と整合する。「日比谷公園の禁令」（『東京朝日』1903.5.31 朝刊3頁）では「不体裁の容姿を為したる者」の入場が禁止されている。

文献

新雅史, 2017, 「レクリエイトされる身体——自律化するスポーツ空間/グローバル化するレ

- クリエーション」寒川恒夫編『近代日本を創った身体』大修館書店, 129–60.
- 土肥正孝, [1891]1990, 「日本風俗改良論」小木新造・熊倉功夫・上野千鶴子編, 1990, 『日本近代思想体系 23 風俗 性』岩波書店, 40–71.
- Foucault, Michel, 1976, *La Volonté de Savoir (Volume 1 de HISTOIRE DE LA SEXUALITÉ)*, Paris: Gallimard. (渡辺守章訳, 1986, 『性の歴史 I 知への意志』新潮社.)
- , 2004, *Sécurité, territoire, population: Cours au Collège de France 1977-1978*, Paris: Seuil/Gallimard (高桑和巳訳, 2007, 『安全・領土・人口 コレージュ・ド・フランス講義 一九七七—七八年度』筑摩書房.)
- 箱田徹, 2013, 『フーコーの闘争〈統治する主体〉の誕生』慶應義塾大学出版会.
- 本多静六, [1952]2006, 『本多静六体験八十五年』実業之日本社.
- 五十嵐太郎, 2004, 『過防備都市』中央公論新社.
- 石川初, 2018, 『思考としてのランドスケープ 地上学への誘い——歩くこと、見つけること、育てること』LIXIL 出版.
- 陣内秀信, [1985]1992, 『東京の空間人類学』筑摩書房.
- 木村直恵, 1998, 『〈青年〉の誕生——明治日本における政治的実践の転換』新曜社.
- 前田愛, [1986]2006, 『幻景の街——文学の都市を歩く』岩波書店.
- 中筋直哉, 2005, 『群衆の居場所——都市騒乱の歴史社会学』新曜社.
- 西川純司, 2012, 「家庭衛生と窓ガラス——1920–30 日本の住宅言説における「明るさ」をめぐって」『ソシオロジ』56(3): 3–18.
- , 2014, 「近代日本の都市計画と統治——内務官僚池田宏の都市計画論の分析から」『ソシオロジ』58(3): 53–66, 127.
- 野尻裕子, 2004, 「昭和初期の児童公園に関する一考察——児童公園指導員の役割と健康観」『川村学園女子大学研究紀要』15(1): 169–78.
- 小木新造・熊倉功夫・上野千鶴子編, 1990, 『日本近代思想体系 23 風俗 性』岩波書店.
- 重田園江, 2018, 『統治の抗争史——フーコー講義 1978-79』勁草書房.
- Osborne, Thomas and Rose, Nikolas, 1999, “Governing Cities: Notes on the Spatialisation of Virtue,” *Environment and Planning D: Society and Space*, 17: 737–60.
- 小野良平, 2003, 『公園の誕生』吉川弘文館.
- 進士五十八, 2011, 『日比谷公園——110 年の矜持』鹿島出版社.
- 白幡洋三郎, 1995, 『近代都市公園の研究——欧化の系譜』思文閣出版.
- 谷村政次郎, 2010, 『日比谷公園音楽堂のプログラム——日本吹奏楽史に輝く軍楽隊の記録』つくばね舎.
- 東京都建設局公園緑地部編, 1963, 『東京の公園 その 90 年のあゆみ』東京都建設局公園緑地部.
- , 1993, 『東京公園 120 年史』東京都建設局公園緑地部.
- 山本武利, 1981, 『近代日本の新聞読者層』法政大学出版会.

(まえだ かずほ、東京大学大学院、maeda.kazuho@gmail.com)

(査読者 新雅史、西川純司)

Openness and Exclusivity of Urban Parks in Tokyo from the 1880s to 1900s:

Significance of the Orchestral Music at Hibiya Park

MAEDA, Kazuho

The current understanding is that the management of urban parks constrains particular people's use thereof, although urban parks are recognized as open spaces for everybody. This study considers how urban parks in modern Japan obtained openness to understand the competing situation regarding these parks. To clarify how and why urban parks in modern Japanese society simultaneously gained exclusivity and openness, the orchestral music at Hibiya Park is analyzed. Through interpreting discourses collected from six major newspapers from the 1880s to 1900s published in Tokyo, this study found two significant aspects of the orchestral music at Hibiya Park. One aspect is cultivating visitors' "public morality". These concerts were also considered a measure of how visitors' public morality had already been cultivated. In conclusion, this study understands the openness and exclusivity of urban parks in modern Japan as inevitable consequences of the role of these parks, namely to cultivate visitors' public morality.